

「拡大版 家賃支援給付金」の申請受付開始!

・令和2年7月10日 MAC通信 第104号 案内済の
「家賃支援給付金」の支給対象が下記追加されました。

- ① 2020年1～3月に創業・新規開業された方。
- ② 2019年に創業・新規開業したが売上が存在しなかった一部の方。
- ③ 前事業者の死亡により2020年4月2日以降に事業承継された方。

・以上は8月28日からオンライン申請が開始されます。

・詳しくは、最新の申請要領をご確認ください。

申請要領:

<https://yachin-shien.go.jp/downloads/index.html>